

植草学園大学動物実験規程

〔制 定 平成25年2月20日〕

〔最近改正 平成29年6月28日〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、植草学園大学（以下「本学」という。）における動物実験等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 実験動物 動物実験等のため、施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- 三 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- 四 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 五 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- 六 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- 七 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う施設・設備をいう。
- 八 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- 九 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等の管理を総括する各学部の長をいう。
- 十 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- 十一 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- 十二 管理者等 管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- 十三 実験動物管理者等 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(基本原則)

第3条 動物実験等については、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)、動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(平成18年6月日本学術会議作成。以下「ガイドライン」という。)及び動物の処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)その他の動物実験等に関する法令等(以下これらを「関係法令等」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 動物実験等の実施に当たっては、関係法令等に即し、次の各号に掲げる動物実験等に関する理念に基づき、適切に実施しなければならない。

- 一 苦痛の軽減（Refinement） 科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。
- 二 代替法の利用（Replacement） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。
- 三 使用数の削減（Reduction） 科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。

（適用範囲）

第4条 この規程は、本学において実施される実験動物の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等しようとするときは、委託先においても、関係法令等に基づいて動物実験等が実施されることを確認しなければならない。
（学長の責務）

第5条 学長は、本学において行われる全ての動物実験等の実施に関して最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 動物実験委員会

（動物実験委員会）

第6条 本学に、動物実験等の安全かつ適正な実施を確保するため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の英文表記は、Uekusa Gakuen University Animal Research Committeeとする。
（任務）

第7条 委員会は、本学において実施される全ての動物実験等が適正に行われるよう指導、助言するとともに、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 動物実験計画と関係法令等及び本学の関連規程等との適合性に関すること。
- 二 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- 三 施設等の設置及び廃止並びに実験動物の適正な飼養保管に関すること。
- 四 動物実験等の実施に係る教育訓練に関すること。
- 五 動物実験等に係る本学の関連規程等の整備に関すること。
- 六 動物実験等の実施に係る自己点検・評価及び情報公開に関すること。
- 七 その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

（組織）

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 動物実験等に関して優れた識見を有する者1名
- 二 実験動物に関して優れた識見を有する者1名
- 三 その他学識経験を有する者2名
- 四 学長が指名した者

（任期）

第9条 前条第1号から第3号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第4号の委員の任期は、2年を超えない範囲で学長がその都度定める。
(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(議事)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。
(委員以外の者の出席)

第12条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明を求め又は意見を聴くことができる。
(専門部会)

第13条 委員会は、専門の事項を調査・検討する必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
(議事要録)

第14条 委員会の議事内容は、議事要録に記録するものとする。
(庶務)

第15条 委員会の庶務は、総務課において処理する。
(補則)

第16条 第6条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

第3章 動物実験等の安全確保のための手続き

(動物実験等の承認手続き等)

第17条 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとするときは、次の各号に掲げる書類を当該学部長を経て学長に提出するものとする。

- 一 動物実験計画承認申請書(様式第1号)
- 二 動物実験計画書(様式第2号)
- 三 当該動物実験等の倫理性に関する自己評価書(様式第3号)

- 2 学長は、動物実験承認申請書を受理したときは、委員会に審査を付議するものとする。ただし、第19条に定める場合においては、この限りでない。
3 委員会は、関係法令等に留意して審査し、判定を行うものとする。
4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、当該動物実験等について説明を受け又は意見を聴取することができる。
5 委員が当該動物実験等に関係する者である場合は、当該動物実験等に関する議事に加わることはできない。

- 6 委員長は、審査の判定結果について、動物実験計画審査結果報告書（様式第4号）により、速やかに学長に報告するものとする。
- 7 学長は、前項の報告に基づき、動物実験計画審査結果通知書（様式第5号）により、学部長を経て当該動物実験責任者に通知するものとする。
- 8 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

（動物実験計画の変更）

第18条 前条の規定は、動物実験計画を変更しようとする場合に準用する。この場合において、「動物実験計画承認申請書（様式第1号）」とあるのは、「動物実験計画変更承認申請書（様式第6号）」と読み替えるものとする。

（審査の特例）

第19条 学長は、当該動物実験等が緊急を要し、かつ、審査事例に基づいて審査結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに判定することができる。ただし、事後速やかに、委員会に報告するものとする。

（再審査）

第20条 動物実験責任者は、審査の結果に異議あるときは、理由書を添えて学長に再審査を求めることができる。

（動物実験等の実施状況調査）

第21条 委員会は、動物実験責任者から当該動物実験等の実施状況について報告を求め、又は調査することができる。この場合において、当該動物実験等に改善すべき事項があるときは、必要な指導又は勧告を行うものとする。

第4章 動物実験等の実施及び施設・設備の設置保全

（動物実験等の実施）

第22条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たっては、関係法令等及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 学長の承認を得た上で適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- 二 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる苦痛軽減に関すること。
 - イ 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ロ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ハ 適切な術後管理
 - ニ 適切な安楽死の選択
- 三 安全管理に注意を払うべき動物実験等（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、安全のための適切な施設や設備を確保するとともに、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- 四 実験実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
- 五 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

（動物実験実施結果の報告）

第23条 動物実験責任者は、動物実験等を終了又は中止したときは、当該動物実験等の実施の結果について、動物実験実施結果報告書（様式第7号）により、速やかに学長に報告しなければ

ばならない。

(施設等の設置)

第24条 実験動物管理者は、施設等を設置又は変更しようとするときは、飼養保管施設設置(変更)承認申請書(様式第8号)又は実験室設置(変更)承認申請書(様式第9号)を当該学部長を経て学長に提出し、承認を得るものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会の審査を経て、その承認の可否を決定し、学部長を経て当該実験動物管理者へ通知するものとする。

3 実験動物管理者等は、学長の承認を得た施設等でなければ、実験動物を飼養又は保管若しくは動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行うことができない。

(施設等の要件)

第25条 飼養保管施設の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 実験動物管理者が置かれていること。

二 適切な温度、湿気、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。

三 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

四 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。

五 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。

六 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。

2 実験室の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

二 排泄物や血液等による汚染に対して、清掃や消毒が容易な構造であること。

三 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置が取られていること。

(施設等の維持管理等)

第26条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(施設等の廃止)

第27条 実験動物管理者は、施設等を廃止しようとするときは、施設等廃止承認申請書(様式第10号)を当該学部長を経て学長に提出し、承認を得るものとする。

2 実験動物管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

3 学長は、第1項の申請があったときは、委員会の審査を経て、その承認の可否を決定し、学部長を経て当該実験動物管理者へ通知するものとする。

4 実験動物管理者等は、学長の承認を得た後でなければ、当該施設等を廃止することはできない。

(マニュアルの作成と周知)

第28条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

第5章 実験動物の保管、運搬及び譲渡等

(実験動物の健康及び安全の保持)

第29条 実験動物管理者等は、飼養保管基準を遵守し、実験動物が動物実験等の目的と無関係に障害を負い、又は疾病にかかることを予防するため、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

2 実験動物管理者等は、実験動物が実験目的と無関係に傷害を負い、又は疾病にかかったときは、管理者と協議の上、他の動物や人への感染等の防止、当該実験動物の適切な治療等必要な措置を講ずるものとする。

(実験動物の導入)

第30条 実験動物管理者及び動物実験実施者は、関係法令等に基づき、適正に管理されている機関から実験動物を導入するとともに、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

2 実験動物管理者及び動物実験実施者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講ずるものとする。

(給餌・給水)

第31条 実験動物管理者等は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第32条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組合わせを考慮した収容を行うものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第33条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、当該実験動物の特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第34条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

第6章 危害防止及び緊急時の対応

(危害防止)

第35条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するものとする。

3 管理者は、実験動物管理者等の実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対する予防及び発生時の必要な措置を講ずるものとする。

4 管理者は、毒へび等の有害動物の飼養又は保管をする場合には、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時の対応)

第36条 管理者は、地震及び火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係

者に対して周知を図るものとする。

- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

第7章 教育訓練及び自己点検・評価等

(教育訓練)

第37条 学長は、実験動物管理者等に次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を受けさせるものとする。

- 一 関係法令等及び本学の関連規程等
- 二 動物実験等の方法に関する基本的事項
- 三 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
- 四 安全確保及び安全管理に関する事項
- 五 その他、動物実験等の適切な実施に関し必要な事項

- 2 前項に定めるもののほか、教育訓練の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(自己点検・評価等)

第38条 学長は、委員会に本学における動物実験等について、関係法令等及び本学の関連規程等への適合性等に関し、毎年1回、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、前項の規定に基づき、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、管理者等に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、第1項及び第2項の規定に基づく自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を実施することに努めるものとする。

(情報公開)

第39条 学長は、本学における動物実験等に関する情報を毎年1回、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第8章 記録の保存等

(記録の保存及び報告)

第40条 管理者等は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録並びに飼養保管した実験動物の種類及び数についての記録を保存するものとする。

- 2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、飼養保管状況報告書(様式第11号)により学長に報告しなければならない。

第9章 雑則

(準用)

第41条 第2条第2号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めるものとする。

(庶務)

第42条 動物実験等に関する庶務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第43条 この規程の改廃は、学長が教授会の意見を聴いて行う。

(雑則)

第44条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則 (平成25年2月20日運営協議会承認)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第8条第1項第1号から第3号までの規定に基づいて最初に選出される委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行前において、既に植草学園大学保健医療学部動物実験委員会規程に基づいて所定の手続きを経ている動物実験等は、この規程による所定の手続きを経たものとみなす。
- 4 この規程の施行前から引き続き使用する施設等については、実験動物管理者は、この規程の施行後30日以内に第24条第1項の規定に基づいて学長に申請しなければならない。
- 5 前項の申請を行った施設等については、第24条第2項の承認の可否が決定されるまでの間、使用することができる。

附 則 (平成27年3月17日運営協議会承認)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月28日学長承認)

この規程は、平成29年6月29日から施行する。